

高度経済成長政策の失敗は、石油ショック以来、長期に亘る不況と、インフレを招き、いまや各自治体の財政は、深刻な危機におそわれており、このため政府は、人件費の抑圧や、福祉行政抑制方針を露骨に示し、勤労市民に対する重税等の犠牲によつて、この事態を乗り切ろうとしています。

こうした財政危機を克服し、安定した地方自治財政の確立をはかるには、自主課税権を行使し、大企業や高額所得者に対する税負担の不公平を是正することが必要であり、このことは、現行の地方財政法上においても可能であります。

また、不況とインフレから勤労市民のいのちと暮らしを守るためには、現行税法を改正し、大幅な減税を行つて、税負担の公平をはかることが、緊急の課題であります。

私たちは、勤労市民のいのちと暮らしを守り、地方財政の危機を克服するために、貴議会が全力を挙げて取り組まれるよう要請するとともに、左記事項について、ご採択下さるよう請願いたします。

記

一、自主課税権を行使し、財源の拡充をはかるとともに、税負担の不公平を是正されたいこと。

① 資本金または出資金一億円以上の営利法人の事業用の土地・家屋・償却資産等について、税率百分の一・七の超過課税をすること。

② 課税所得一千万円以上の高額所得者の個人市民税の所得割について左記の累進税率を適用すること。

一千万円をこえる金額	標準税率×一・一倍
二千万円をこえる金額	標準税率×一・二倍
三千万円をこえる金額	標準税率×一・三倍
五千万円をこえる金額	標準税率×一・五倍

二、インフレによる実質増税から市民の生活を守るため、低所得者中心の所得減税を行うよう国に要請されたいこと。

納税者本人三万円、控除対象配偶者・扶養親族一人あたり一万五千円の税額控除による所得税減税を行い、標準世帯（四人家族）年収二百九十万円まで無税とすること。

昭和五十一年九月十六日

請願者代表

立川市曙町二一十五

反インフレ・国民生活防衛・地方

財政確立三多摩共斗会議議長

石野昇印

他四十九人

福生市議会議長

貫井喜代次殿

(議員には配付せず)

請願書の一部削除について

九月十六日付で提出いたしました「自主課税による税負担の不公平
是正と税制改革による減税に関する請願書」のうち都合により「他
四十九人」とあるのを削除いたしましたのでよろしくお取り計い下さる
ようお願いいたします

昭和五十一年九月二十二日

請願者代表

立川市曙町(印)一五

反インフレ・国民生活防衛・地方財政確立

三多摩共闘会議

議長 石野昇



福生市議会議長

喜代次 殿

喜

NO. C-182 937-用書

36×28

審査報告

議案審査報告書

- 一件 名 議案第百一号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 二 委員会付託月日 昭和五十一年九月十日 (第三回福生市議会定例会)
- 三 委員会開会月日 昭和五十一年九月十三日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十一年九月十三日

厚生委員会

委員長 小林 菊三

福生市議会議長 貫井 喜代次 殿

審査報告

議案審査報告書

- | | | | |
|----|---------|-------------|--------------------|
| 一件 | 名 | 議案第百二号 | 福生市手数料条例の一部を改正する条例 |
| 二 | 委員会付託月日 | 昭和五十一年九月十日 | (第三回福生市議会定例会) |
| 三 | 委員会開会月日 | 昭和五十一年九月十六日 | 午前九時 |

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十一年九月十六日

総務委員会

委員長 田 村 市 郎

福生市議会議長

貫 井 喜代次 殿

審査報告

議案審査報告書

- | | | | |
|----|---------|-------------|-----------------------|
| 一件 | 名 | 議案第百三号 | 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例 |
| 二 | 委員会付託月日 | 昭和五十一年九月十日 | (第三回福生市議会定例会) |
| 三 | 委員会開会月日 | 昭和五十一年九月十三日 | 午前九時 |

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十一年九月十三日

厚生委員会

委員長 小林 菊三

福生市議会議長 貫井 喜代次 殿

審査報告

議案審査報告書

- | | | | |
|----|---------|-------------|-----------------------|
| 一件 | 名 | 議案第四百号 | 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例 |
| 二 | 委員会付託月日 | 昭和五十一年九月十日 | (第三回福生市議会定例会) |
| 三 | 委員会開会月日 | 昭和五十一年九月十三日 | 午前九時 |

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十一年九月十三日

厚生委員会

委員長 小林 菊三

福生市議会議長 貫井 喜代次 殿

審査報告

議案審査報告書

一件

名 議案第百五号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改

正する条例

二 委員会付託月日 昭和五十一年九月十日 (第三回福生市議会定例会)

三 委員会開会月日 昭和五十一年九月十三日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十一年九月十三日

厚生委員会

委員長 小林 菊三

福生市議会議長 貫井 喜代次 殿

審査報告

議案審査報告書

一件 名 議案第百十三号 昭和五十一年度福生市一般会計補正予算（第

四号）（歳入及び歳出予算のうち総務委員会
所管分）

二 委員会付託月日 昭和五十一年九月十日（第三回福生市議会定例会）

三 委員会開会月日 昭和五十一年九月十六日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十一年九月十六日

総務委員会

委員長 田 村 市 郎

福生市議会議長 貫 井 喜代次 殿

審査報告

議案審査報告書

- 一件 名 議案第百十三号 昭和五十一年度福生市一般会計補正予算（第四号）（歳出予算のうち建設委員会所管分）
- 二 委員会付託月日 昭和五十一年九月十日（第三回福生市議会定例会）
- 三 委員会開会月日 昭和五十一年九月十四日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十一年九月十四日

建設委員会

委員長 宇佐美 良 時

福生市議会議長 貫井 喜代次 殿

審査報告

議案審査報告書

- 一件 名 議案第百十三号 昭和五十一年度福生市一般会計補正予算（第四号）（歳出予算のうち厚生委員会所管分）
- 二 委員会付託月日 昭和五十一年九月十日（第三回福生市議会定例会）
- 三 委員会開会月日 昭和五十一年九月十三日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十一年九月十三日

厚生委員会

委員長 小林 菊三

福生市議会議長 貫井 喜代次 殿